

まほろばホール使用許可申請書

大和町長 殿

申請日 令和 年 月 日

住 所	(団体または代表者住所)
団 体 名	
代 表 者 名	
担 当 者 名	
担 当 者 連 絡 先	()
担 当 者 FAX 番 号	()
大和町文化協会加盟	加盟している 加盟していない

次のとおり使用の許可を受けたく申請します。

使用目的	物販・研修・会議・公演・講演・その他()			
催事開催時間	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで			
共催・後援者名	共催()・後援()	入場予定人数		
入 場 料 等	料金を徴収する()円 ・ 料金の徴収をしない			
使用施設		使用日	使用時間(○を記入)	
		月 日	午前	午後
			夜間	
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
支払方法 (丸をつける)	窓口払(平日のみ) ・ 納付書払 ※使用日の7日前までにお支払いください			
冷暖房設備 (丸をつける)	使用 ・ 不使用 ・ 当日の状況を見て決定			
借用希望器具 (丸をつける)	マイク(有線・無線) ・ プロジェクター ・ スクリーン ・ パソコン ・ DVDプレーヤー			
備 考				

- 使用区分(午前9:00~12:00、午後13:00~17:00、夜間18:00~21:30)には準備及び撤去の時間を含みます。
- 使用料は7日前まで前納して下さい。既納の使用料は返還しません。ただし、使用者が使用日の7日前までに使用の中止を申し出たときは、キャンセル料として半額の使用料をお支払いください。
※使用日を含め7日以内にキャンセルした場合は、使用料の返還はしません。
町の責めにより使用できなくなったときや、その他特別の理由があると認められた場合は返還します。
- 減免を適用する団体及び減免率については、大和町ふれあい文化創造センター管理規則に基づきます。
- 納付書払につきましては、納付場所が大和町会計課、杜の丘出張所及び、七十七銀行、荘内銀行、仙台銀行、古川信用組合、あさひな農業協同組合の各本店・支店のみとなります。

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署(大和警察署)へ照会することがあります。
許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。